

議案第 7 5 号

狭山市心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

狭山市心身障害者医療費支給条例（昭和 4 9 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項ただし書を削り、同条に次の 2 項を加える。

5 第 1 項の規定にかかわらず、対象者の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和 5 0 年政令第 2 0 7 号）第 7 条に規定する額を超えた場合は、その年の 1 0 月から翌年 9 月までの心身障害者医療費の支給を行わない。この場合において、当該所得の範囲は、同令第 4 条に規定する所得の範囲とし、所得の額の計算方法については、同令第 5 条の規定を準用する。

6 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、対象者の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね 2 分の 1 以上である損害を受けた場合は、その損害を受けた日から翌年の 9 月 3 0 日までの心身障害者医療費の支給については、前項の規定を適用しない。

第 5 条の見出しを「（受給資格の登録等）」に改め、同条中「提出し」を「市長に提出し」に改め、同条に次の 2 項を加える。

2 市長は、前項に規定する登録の申請に基づき対象者として認定したときは、当該対象者を受給資格登録者として登録するものとする。

3 市長は、第 1 項の場合において、対象者として認定しないときは、規則で定めるところにより、当該申請をした者に対しその旨を通知するものとする。

第 6 条を次のように改める。

（受給者証の交付等）

第 6 条 市長は、第 4 条第 1 項の規定により心身障害者医療費の支給を行うときは、受給資格登録者に対し受給者証を交付する。

2 市長は、第 4 条第 5 項の規定により心身障害者医療費の支給を行わないときは、規則で定めるところにより、受給資格登録者に対しその旨を通知するものとする。

第 8 条第 2 項中「直接」を削る。

第 9 条中「受給者」を「受給資格登録者」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 受給資格登録者は、規則で定めるところにより、所得の状況について市長に届け

出なければならない。

附 則

- 1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第5項及び第6項、第5条第2項及び第3項、第6条並びに第9条の規定は、この条例の施行の日以後に受給資格の登録の申請をした者について適用し、同日前に受給資格の登録の申請をした者については、なお従前の例による。
- 3 狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2の項を次のように改める。

2 市長	狭山市心身障害者医療費支給条例による心身障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

平成30年8月31日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

埼玉県重度心身障害者医療費支給事業の見直しに鑑み、心身障害者医療費の支給について所得制限を設けるとともに、支給額を変更する等所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。